

新たな事業再構築のための法制度の方向性（案）

1 現状と課題

○日本企業の債務残高は、コロナ禍前に比べ、70兆円以上増加するなど新型コロナウイルス感染拡大の影響や急速かつ構造的な事業環境の変化等を受けた債務状況の悪化が収益性向上のための事業活動の足かせになっている。

○債務の減免等を行う手法の一つである現在の私的整理では、全ての貸し手の同意がなければ債務の減免等の権利変更ができず、早期かつ迅速な事業再構築が行いづらいという課題が存在。

※欧州各国においては、我が国と異なり、倒産処理手続に加え、全ての貸し手の同意は必要とせず、裁判所の認可の下で事業再構築等に向けて多数決により権利変更（金融債務の減額等）を行う制度も存在。

○事業再構築を通じて事業価値の毀損を回避し、事業者を清算した場合よりも多くの弁済を受けられることは、債権者にとってもメリットがある。

○本年6月に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」においても、コロナ後に向けた我が国企業の事業再構築を容易にするため、新たな事業再構築のための法制度について検討し、早期に国会に提出することとされている。

2 方向性

（1）目的

○経済的に窮境に陥るおそれ（※）のある事業者の事業再構築を円滑化する。

※資金繰りが困難となるおそれがあるなど、事業の継続に支障を来すことなく弁済期にある債務を弁済することが困難となるおそれがあるときを想定。

（2）定義

（ア）事業再構築

○「事業再構築」について、新分野展開、業態転換、事業構造の変更その他の収益性の向上のための事業活動及びこれに必要な債務整理を行うことであると定義。

※事業再構築の際に行う事業活動の具体的な内容として以下を想定。

・新製品の製造等による新たな市場・事業分野への進出（新分野展開）であって、

- 新製品等による売上高が総売上高の相当程度を占めることが見込まれるもの。
- ・製品の製造方法等の変更（業態転換）であって、新たな製造方法等による売上高が総売上高の相当程度を占めることが見込まれるもの。
 - ・新分野展開や業態転換を伴う出資の受入れ、事業又は資産の譲受け又は譲渡、保有する施設・設備の相当程度の撤去・廃棄、他の会社の株式等の取得、子会社の株式等の譲渡、組織再編等

(イ) 対象債権

○本法制度の手続により権利変更の対象となりうる「対象債権」について、事業再構築のために弁済することが必要なものとして一定の基準に該当するもの等を除く全ての債権と定義。

※債権者平等原則に基づき、原則、全債権を等しく減免の対象とするものの、事業再構築の開始後において商品の納入等の取引が必要となる事業者の債権及び労働債権・租税債権・不法行為債権は減免の対象から除外する方向。

※対象債権から除外する債権の一定の基準については、法令等において、具体的に考慮基準を示すことを想定。

(3) 再構築計画案の対象債権者による決議及び裁判所の認可のための手続

(ア) 指定法人による再構築概要書及び対象債権の確認

○本法制度の手続の開始を申し立てる事業者は、事業者が行おうとする事業再構築の方向性等を記載した再構築概要書、債権リストや対象債権の選定理由書等を主務大臣が指定する指定法人（(4) 参照）に提出する。

○指定法人は、法律上の「事業再構築」の定義への該当性、対象債権の選定の合理性が充たされていることに加え、以下について確認を行う。

- ・債務調整の必要性（経済的に窮境に陥るおそれ）
- ・再構築計画案成立の見込み（主要債権者が手続開始に異議がないことなど）
- ・再構築計画案が対象債権者一般の利益（清算価値保障（※））に適合する見込みがあること

※計画に基づく弁済が清算価値（事業者の解体清算時の債権者への配分利益）以上となる見込みであること。

(イ) 対象債権者集会における再構築計画案の決議

○指定法人は、(ア)の確認後、対象債権者集会を招集・主宰し、手続や決議の適法性・公正性を監督する。また、再構築計画案の法令適合性等を調査し、報告書を作成す

る（決議前に債権者に提供する）。

○事業者による対象債権者に対する情報提供及び債権者の対象債権者集会における意見陳述の機会を与え、再構築計画案を対象債権者の多数決（例えば、総議決権の2／3以上の議決権を有する対象債権者の同意）で可決できることとする。

（ウ）裁判所による決議の認可

○決議可決後、事業者は裁判所に対して計画認可の申立てを行う。

○裁判所は指定法人及び債権者の意見の陳述を聴取しつつ、後見的に決議の瑕疵（手続の法令違反、詐欺的な方法等の決議の公正性を損ねる点が無いか）や清算価値保障を判断する。

○計画の効力については、裁判所の認可により生じることとする。なお、全員同意の場合は、裁判所の認可無しで効力が生じることとする。

（エ）債権者による裁判所の認可に対する即時抗告

○決議の瑕疵や清算価値保障について即時抗告による債権者の異議申立てを可能とする。

（４）国による指定法人の指定等

○主務大臣は、申請により、業務を適確に実施するに足る経理的及び技術的基礎を有するものであること等の要件を備える法人を上記（３）の手続に係る業務を行う者として指定することができることとする。

○指定法人の監督のため、主務大臣による報告徴収、命令、指定取消し等に関する規定を措置する。

以上

手続フロー図

